

事 務 連 絡
平成 31 年 3 月 29 日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課

第十七改正日本薬局方正誤表の送付について（その4）

標記について、別添写しのとおり各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課宛に連絡しましたので、お知らせいたします。

事 務 連 絡
平成 31 年 3 月 29 日

各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課

第十七改正日本薬局方正誤表の送付について（その4）

第十七改正日本薬局方（平成 28 年厚生労働省告示第 64 号）につきまして、一部に誤植等がありましたので別紙のとおり正誤表を送付いたします。

第十七改正日本薬局方告示版に対する正誤表（その4）

1. 通則

該当箇所	頁、左右	↓/↑、行	正	誤
8	3、左	↑20	日本薬局方において用いる原子量は、 <u>原子量表(2010)(日本化学会原子量専門委員会)–2007年国際原子量表</u> による。	日本薬局方において用いる原子量は、 <u>2010年国際原子量表</u> による。

2. 一般試験法

該当箇所	頁、左右	↓/↑、行	正	誤
6.02 製剤均一性試験法	134	表 6.02–2	<u>T 表示量に対する%で表した製造時における個々の製剤中の目標含量。各条で別に規定する場合を除き、Tは100.0%とする。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく承認の際に規定した場合はこの限りではない。</u>	T 表示量に対する%で表した製造時における個々の製剤中の目標含量。各条で別に規定する場合を除き、 T は100.0%とする。

3. 医薬品各条（化学薬品等）

該当箇所	頁、左右	↓/↑、行	正	誤
エカベトナトリウム水和物	534、左	↓6	(1 <i>R</i> ,4 <i>aS</i> ,10 <i>aR</i>)-1,4 <i>a</i> -Dimethyl-7-(1-methylethyl)-	(1 <i>R</i> ,4 <i>aS</i> ,10 <i>aS</i>)-1,4 <i>a</i> -Dimethyl-7-(1-methylethyl)-
ポビドン	1529、右	↓17	<u>薄めた硫酸(13→100)</u>	13%硫酸
マクロゴール 400	1546、左	↓10	エチレングリコール及びジエチレングリ コ ール	エチレングリ コ ール及びジエチレング ル コ ル ール
リバビリン	1671、左	↑14	1-β-D-Ribofuranosyl-1 <i>H</i> - <u>1,2,4</u> -triazole-	1-β-D-Ribofuranosyl-1 <i>H</i> - <u>1,2,4</u> -triazole-

			3-carboxamide	3-carboxamide
ロキシスロマイシン	1716、左	↓ 7	hexopyranosyloxy)-3-(2,6-dideoxy- <u>3</u> -C-methyl- 3- <i>O</i> -methyl-	hexopyranosyloxy)-3-(2,6-dideoxy- <i>C</i> -methyl- 3- <i>O</i> -methyl-